

# 岐阜市立鷺山小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定  
平成30年4月改定  
平成31年2月改定  
令和元年7月改定  
令和2年4月改定  
令和3年4月改定  
令和4年4月改定  
令和5年4月改訂  
令和6年4月改定

## はじめに

ここに定める「岐阜市立鷺山小学校『いじめ防止基本方針』」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、当該児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめの解消

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断によ

り、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。**

### (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

#### ① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

#### ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

#### ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

#### ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対して個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

### (5) 学校としての構え

## **かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～**

### 【子どもたちへの4つの約束】

- |   |                                |                     |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する                    | →誰も一人ぼっちにさせない       |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く                   | →どんなことも受け止める        |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する        | →いじめはみんなで必ず止める      |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

(「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方)

### (6) 保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進，主体性，自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）
- ・児童が「分かった・できた」という達成感や充実感を味わい，多様な意見を尊重しながら考えを深める授業づくりに努める。
  - ・児童が主体的にいじめの未然防止に取り組むよう全校や学級ごとの「かがやき見つけ」の取組を進め，温かい人間関係を醸成すると共に，人間関係づくりをすすめる。さらに，所属感や自己有用感を味わえる居場所づくりにつなげる。
  - ・日常生活の中における問題点やトラブルを見逃さず，よりよい生活を目指し，よりよい方法を考え改善していこうとする力を育成する係活動や児童会活動の常時活動を充実させその活動を通して自治力・自浄力を育てる指導をすすめる。（「あったか鷺山っ子の日（いじめを見逃さない日）」、いじめ防止強化週間に向けた取組）
  - ・児童会を中心に全校で「あいさつが響き渡る学校」を目指し，あいさつ活動を推進していく。（と連動させて）
- (2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築，規範意識の確立，見守り・見届け体制の整備）
- ・安心・安全な生活を創り出すために生活目標の取組を全校ですすめる。
  - ・集団の一員として，それぞれが役割と責任を果たせるよう係活動を推進し，互いのよさを認め励ませるよう見届ける。
  - ・児童が，存在感や所属感，達成感を味わい，望ましい人間関係を築くことができるよう，児童の関わり合いを大切にしたい取組（温かい仲間づくりについて考える、ほかほか言葉、かがやき見つけ）を進める。
  - ・「共通理解・共通行動」を合い言葉に，全職員で児童の情報を共有し，ぶれない指導・ずれない指導を組織的に行う。
  - ・各種アンケートと教育相談を連動して行い，児童の声に耳を傾ける体制を継続していく。（各種アンケートの「ダブルチェック」、ここタン）また，児童の実態を組織的な対応で捉え，共通理解していく。
  - ・いじめ未然防止に関わる校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「あったか鷺山っ子宣言」・各クラスの「あったか宣言」、取組の様子）を行う。
- (3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- ・特別活動等での体験的な学習活動や道徳教育や全ての教育活動での取組の中で，生命の尊厳への理解・人権を大切にする指導を行う。
  - ・教職員の人権感覚を高める研修や取組を行い，児童の賞賛・価値付けに努める。
  - ・誰もが大切にされるべき存在であることを日常的に児童に語り，教師自ら児童一人一人とのあいさつや会話等のコミュニケーションをはかる。
  - ・いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動（かがやき見つけ，ほかほか言葉，あったか宣言，あいさつ運動等）を行う。
  - ・いじめ未然防止等に関わる保護者や地域への働きかけ（人権標語、ポスター募集と校内、地域への掲示）

#### (4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・学校の生徒指導全体計画をもとにしながら、発達段階や実態に応じた目標を掲げ、学校行事や児童会活動、地域活動とも関わらせて自己指導能力の育成に努める。
- ・様々な場面で小集団活動を位置づけ、役割（係・当番）を自覚し責任を果たそうとする活動を通し、自己決定・他との関わりの中における主体性の尊重・自己実現を繰り返すことで自己指導能力の育成に努めるよう指導する。
- ・教師が進んで子どものよさを見つけ価値付け、多面的な見方を広げる。また、姿に現れる心の有り様を価値付けたり、頑張る過程を価値付けたりすることで自己肯定感を醸成する指導を行う。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修）を確実に位置づけ、インターネット上での誹謗中傷等について、相手を傷つける行為はしてはいけないことであるという指導を繰り返す。
- ・保護者や地域の方を対象とした研修を依頼したり、保護者への積極的な情報提供をしたりし、協力を得るよう啓発する。

### **3 いじめの早期発見・早期対応**

#### (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめは集団生活の中で起こり、集団の力で止めることができることを語り、日常的に教師をはじめとする大人に助けを求めることができることを伝え、傍観者にならないための対応方法を指導する。
- ・SCによるSOSを出し方教育、情報提供アンケートを含むアンケートや教育相談ポストの活用を伝え、働き掛ける。

#### (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・定期的な「心のからだのアンケート」「いじめにかかわるアンケート」等の各種アンケート調査の実施はもとより、日記やここタンの入力、児童の行動観察から、いじめが疑われる事案を早期に発見する。
- ・アンケートや教育相談を実施するときには、記入しやすい（自宅での記入を含み）話しやすい環境を整える。（学校通信やスマート連絡帳による周知）
- ・アンケートを行った日には学年会をもち、情報共有と対応確認を行う。また、アンケートの確認は担任だけに任せず、ダブルチェックを基本とし管理職への即時報告を徹底する。

#### (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・保護者や地域住民に積極的な情報提供を依頼するなど、迅速かつ組織的に動くための校内連携組織を確立する。フロー図参照
- ・いじめの疑いがある事案については、適切かつ迅速に学年会など学校いじめ対策組織や校長、教頭、いじめ対策監をはじめとする関係職員と情報共有をして、スタートでの被害者側の辛さや不安さに寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）を大切に、対処する。
- ・いじめの疑いのある事案について、いじめ対策監による見守り（校内巡視）を確実にを行い、様子の変化の情報共有を迅速に行う。

#### (4) 教育相談の充実

- ・問題解決的な教育相談とともに、全児童を対象とする開発的教育相談及び、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会を捉えて行うなど、教育相談の充実に努める。

#### (5) 教職員の研修の充実

- ・生徒指導事例研や打ち合わせを活用し、いじめ防止に関する研修やいじめ事案対応に関わる研修（学校いじめ基本方針の理解、ロールプレイングを活用した実践的な研修、組織的対応の徹底（組織で判断、情報共有）に関わる研修、解消事案をもとにした事例研修）等を「いじめ防止プログラム」に沿って、計画的に位置付け、職員の資質向上を図る。
- ・進行形の事案による研修や事案交流を行い、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認のとりえ等の研修を積む。
- ・校内の事例について情報を共有し、統一感のある指導ができる体制を作る。また、定期的に見直しを図り、体制を整える。

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ事案の早期発見・早期対応・重篤化防止のために、保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼（学校運営協議会、PTA役員会等）を行う。
- ・事案発生時には関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行い、被害者側の安心感の確保、加害側の成長の見届けのために協力関係が築けるよう連絡を徹底する。また、管理職はその履行を見届ける。
- ・いじめの解消のために、長期的に保護者との前向きな協力関係をつくることができるよう、電話連絡、家庭訪問など情報交流に努める。また、通信や学校ホームページによる日常の情報発信を行う。

#### (7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者、加害者への支援・指導）

- ・いじめの疑い事案を認知したら教育委員会へ直ちに報告し、関係機関との情報共有や支援・指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター・スクールロイヤー、病院等）を図る。
- ・いじめ事案に関わる当事者や保護者にはスクールカウンセラーや各種相談窓口の紹介を行い、精神的なケアを図る。

### 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

（法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について）

#### 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定，実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集，記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援，並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか，当該市立学校の校長が必要と認める事項

・上記の条例項目を踏まえ、「推進会議」は下記の構成員で組織する。

学校職員：校長，教頭，主幹教諭，いじめ対策監，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭 等  
 学校職員以外：保護者代表，学校運営協議会委員，民生委員・児童委員，主任児童委員，スクールカウンセラー 等

・学校の教職員は速やかに，学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し，組織的な対応につなげなければならない。

**5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画**

**「鷺山小学校いじめ防止プログラム」**

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員いじめ防止研修会の実施（前年度の実態と対応等の引き継ぎ，今年度の方針の伝達）</li> <li>・入学式等で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明</li> <li>・全校集会で生徒指導より「いじめ防止」の話、「あったか鷺山っ子宣言」について</li> <li>・教師による「かがやき見つけ」（児童への視点の提示）</li> <li>・学校だより，ホームページ等による「方針」等の発信</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・心とからだのアンケートの実施，教育相談の実施</li> <li>・全校朝会で相談ポストの紹介</li> <li>・温かい仲間づくりについての取組（児童会提案）</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の実施（授業や集会，児童の取組 等）「いじめ防止強化週間」の取組（「温かい仲間づくり」に関わる学級のかがやきづくりの取組）</li> <li>・各学級の「あったか宣言」作成の提案（児童会）</li> <li>・第1回 「教職員取組評価（学校評価）のアンケート」</li> <li>・「学校運営協議会」の実施，「方針」説明</li> <li>・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む）</li> <li>・第1回「学級集団生活実態チェックシート」の実施</li> <li>・SCによるSOSの出し方教育</li> <li>・いじめアンケートの実施，教育相談の実施</li> <li>・いじめアンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け</li> <li>・第1回 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>	

7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える日」7月3日の実施（授業や集会、黙祷）</li> <li>・各学級の「あったか宣言」決定、発表（児童会）</li> </ul>	第1回 県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（岐阜市生徒会サミット）</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り）</li> <li>・主任いじめ対策監による職員研修会 いじめ対策「未然防止と適切な対応」，保護者対応関係づくり</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・ホームページ等による取組経過等の報告</li> <li>・心とからだについてアンケートの実施，教育相談の実施</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温かい仲間づくりに関わる学級のかがやきづくりの取組（児童会提案）</li> <li>・持ち帰りいじめアンケートの実施，教育相談の実施</li> <li>・いじめアンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け</li> <li>・第2回「校内いじめ防止対策推進会議」（前期の評価）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止週間」の取組（「温かい仲間づくり」に関わる学級のかがやきづくりの取組の継続）</li> <li>・全校集会で生徒指導より「いじめ防止」の話</li> <li>・「三世代交流」（地域の方々と接する中で温かい気持ちや地域のすばらしさを知る。）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回「学級集団の生活チェックシート」の実施</li> <li>・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」</li> </ul>	第2回 県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り）</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> <li>・心とからだのアンケートの実施，教育相談の実施</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施，教育相談の実施</li> <li>・いじめアンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け</li> <li>・第3回 校内「いじめ防止対策推進会議」（1年間の評価）</li> <li>・「あったか宣言」1年間の振り返り（児童会）</li> <li>・学校運営協議会</li> <li>・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む）</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「温かい仲間づくり」に関わる学級のかがやきづくりの取組のまとめ</li> <li>・第3回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 (文科)

※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施

- 【年間継続した取組】
- ・「あったか鷺山っ子の日（いじめを見逃さない日）」の取組
  - ・「あったか宣言」達成にむけての取組
  - ・学級でのかがやき見つけ
  - ・温かい仲間づくりの取組
  - ・あいさつ運動

## 6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

### 【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長指導のもと、組織的に動き出すための体制を整える。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3ヶ月は、毎日、校長やいじめ対策監は積極的に声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の3点を加味し，適正に学校の取組を評価する。
  - ①いじめの未然防止の取組に関する事
  - ②いじめの早期発見の取組に関する事
  - ③いじめの再発を防止するための取組に関する事

## 8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
  - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため，アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は，最低でも当該児童が卒業するまでとし，アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。  
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
- 指導記録について
  - ・1事案1ファイルを原則として，事案の概要，指導の方向・方法・経緯，児童の意識，保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書，指導記録，学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間，学年間での確実な引き継ぎ
  - ・個人カード，ファイル等への記録を随時行い，適切な情報を管理保管し，進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。